

高等学校等 就学支援金制度



学校法人鳥取家政学園

鳥取敬愛高等学校

高等学校等就学支援金とは

家庭の状況に関わらず、高校生等が安心して勉学に打ち込めるように国の費用を生徒の**授業料**に充てる制度です。

家庭の教育費の負担を軽減する目的でつくられています。

学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることとなります。生徒本人（保護者）が直接受け取れるものではありません。

学校が充てられるのは**授業料部分**のみです。（入学金、教科書代、修学旅行費等は対象外となります。）

支給対象

保護者等（両親がいる場合は
2名の合算額）の所得課税証
明書「**市町村民税所得割額**」
が**30万4,200円**（**年収910万円**
程度）**未満**である方が対象で
す。

所得課税証明書 (鳥取市見本)

平成28年度 市県民税所得課税証明書

市民税所得割額

住所					平成27年度	合計所得金額
氏名	生年月日	昭和	年	月	日	円

収入・所得は平成27年1月1日から平成27年12月31日までの状況です。

収入内訳	給与収入	円	合計	円	控除対象配偶者	無(*****)	年税額	円	
	以下余白			円		合計		人	市民税
所得内訳	給与所得	円	所得控除の内訳	円	控除対象扶養親族(除く)	一般の人	市県民税	均等割額	円
	以下余白			円		配偶者		人	特別障害者(うち同居)
所得内訳			配偶者	円	扶養親族	その他障害者	非課税理由		
				円		課税標準額		**以下余白**	備考
			[本人該当項目]	円	その他	**以下余白**			
			障害者	円					
			寡婦特別	円					
			勤労学生	円					

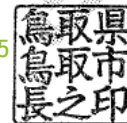
※その他欄は参考表示です。調整控除、住宅借入特別控除のみ表示されます。

税証第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦



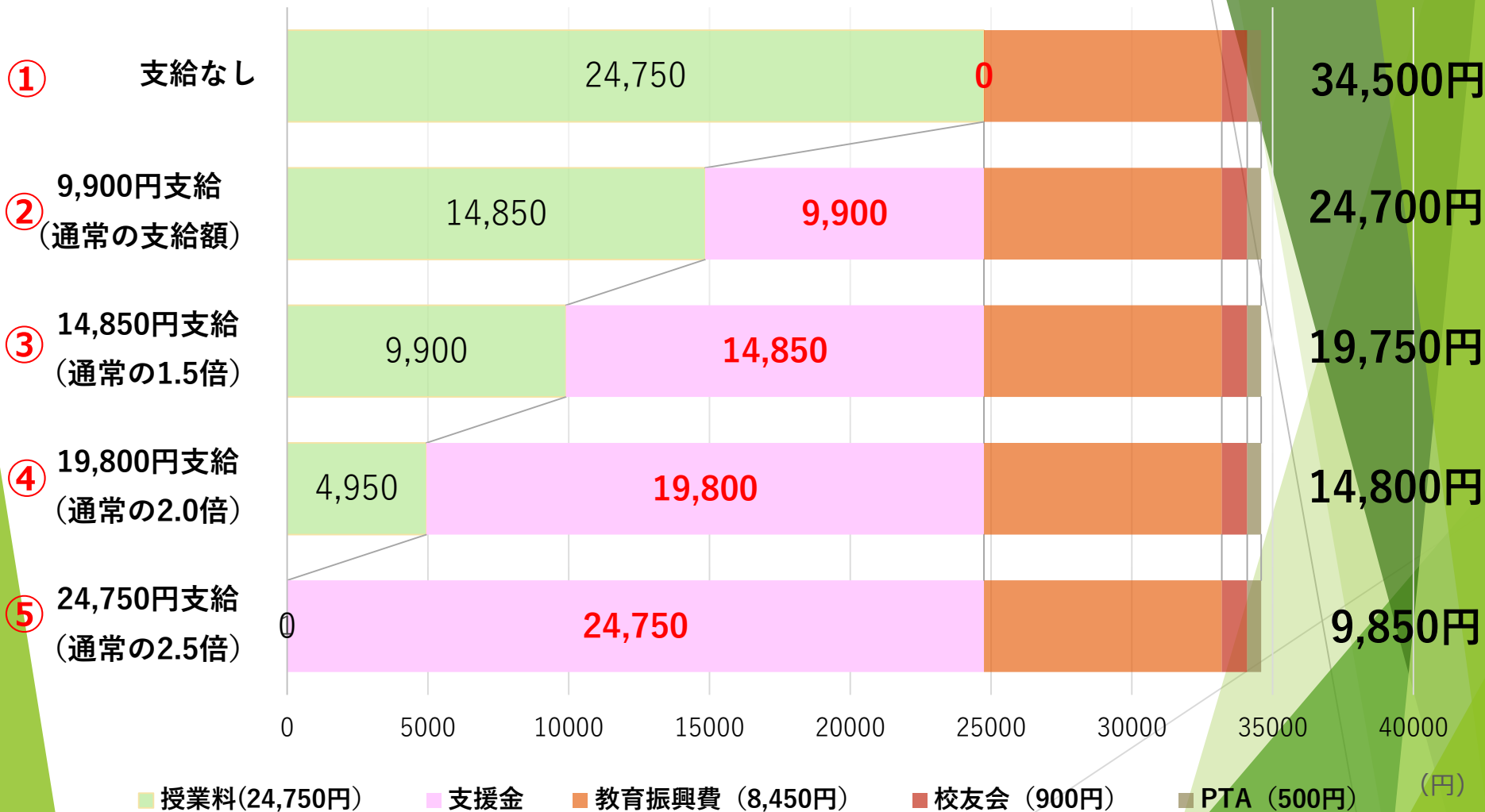
所得に関する要件

市町村民税所得割額 (所得課税証明書に記載あり)	年収 (目安)	支給金額
① 304,200円以上	約910万円以上	支給なし
② 154,500円以上 304,200円未満	約590万円以上 約910万円未満	9,900円 (通常の支給額)
③ 51,300円以上 154,500円未満	約350万円以上 約590万円未満	14,850円 (通常の支給額の 1.5倍)
④ 100円以上 51,300円未満	約250万円以上 約350万円未満	19,800円 (通常の支給額の 2.0倍)
⑤ 0円以上 (非課税) 100円未満	約250万円未満	24,750円 (通常の支給額の 2.5倍)

本校の毎月の学校納付金

支援金支給額

毎月の納付金



(※校友会費・PTA会費は4～9月に2か月分徴収)

提出書類について

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

【様式第1号】

※ 申請日は4月6日の日付として下さい

市町村発行の平成28年度の所得課税証明書

※ 保護者（親権者）2名分

☆なお、今回の申請は4月～6月分の授業料が対象となります。
（平成29年度所得課税証明書による所得額の確認のため）
6月にもう一度手続きが必要になります。

申請書記入方法表面

記入例

※黒字ボールペンまたはペンで記入(鉛筆不可)

平成29年 4月 6日

鳥取県知事 様
こちらにチェック

高等学校等就学支援金

入学日を記入

- 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
 - 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況について、届け出ます。
- （上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

こちらにチェック

- （この2つの事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。）
- この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
 - この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	けいあい		いちろう	
生徒の氏名	姓	敬愛	名	一郎
生徒の生年月日	昭和	平成	〇〇年	〇月
生徒の住所	〒680-0022 鳥取 都道府県 鳥取 市区町村 西町1丁目111番地			
保護者等の連絡先	0857-22-8397			
生徒が在学する学校の名称	鳥取敬愛高等学校			

氏名・生年月日・住所・連絡先を記入

- 【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）
- ※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
 - ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含めません。）

①現在の学校の在学期間	学校名 私立 鳥取敬愛高等学校	平成29年4月1日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 全日制 普通学科 家庭学科
②過去の学校の在学期間	学校 過去に高等学校の在学期間がある方のみ記載	平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 どちらかを記入 ※生活教養科は家庭学科です。

申請書記入方法裏面

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) **4**月1日時点 (欄 **こちらにチェック**)月を記入。) における保護者等の状況及び添付する次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。

4を記入

(2) 保護者等の課税証明書等を添付します。

① **親権者(両親)2名分** 両親の課税証明書等を添付する場合

親権者1名分 (アからウまでのいずれかの口) **親権者2名(両親)の場合 2名分の課税所得証明書(H28年度)が必要**の口
(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所にレ印を付けてください。)

② **ア** 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
 イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
 ウ 離婚、死別等により親権者が1人の場合、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③ **未成年後見人** 名分
 親権者が存在せず、名分が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法廷見守りである場合は、その) 名分を提出することとされている者
親権者1名の場合 それぞれの該当箇所にチェック口 1名分の課税所得証明書(H28年度)が必要

④ **生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分**
 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ **生徒本人**
 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、
 ・成人に達している場合、
 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
敬愛 太郎	父	敬愛 花子	母

※収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。
 (収入の状況に変更があった場合とは、収入の修正申告、所得割の算出方法の変更、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更等が) **課税証明書を提出する保護者氏名と続柄を記入**

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

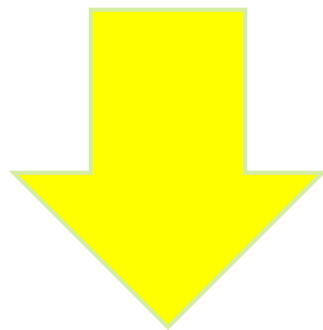
こちらにチェック 学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

本校以外に、定時制・通信制等の学校に在籍(予定)している者は、必ず()内に記載ください。

就学支援金の申請・受給にあたっては、重複申請・受給ができませんので、確認する必要があるため、記載をお願いするものです。

※本申請にあたって提出された課税証明書等については、鳥取県私立高等学校等学び直し支援金の申請・鳥取県私立高等学校等生徒授業料等減免の申請・高校生等奨学給付金受給申請の際の添付書類として使用する場

1. 年収がおおよそ910万円以上の世帯
2. その他理由があり支援金を受給しない方



受給資格認定申請の不受給申出書

【様式1-2】を必ず提出すること。

書類提出期間について

平成29年3月17日～

平成29年3月31日

【厳守】

提出用封筒に入れて提出してください。

郵送でも受付いたします。

最後に

仮に、保護者等が誤って申告した場合、不正利得として受給額が徴収されます。

偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰則に処されます。

ご不明な点がありましたらまずは、事務室にご連絡ください。

連絡先：0857-22-8397

ご清聴ありがとうございました

